

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 公の施設の概要

### (1) 名称及び所在地

秋田マリーナ 秋田市飯島字堀川118番地

男鹿マリーナ 男鹿市船川港船川字海岸通り1番地20

本荘マリーナ 由利本荘市石脇字田尻35番地

### (2) 設置目的

健全な海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るほか、マリーナにおける諸活動を通じて地域振興に寄与するとともに、放置艇を收容し、良好な港湾環境を実現するために設置する。

### (3) 規模等

秋田マリーナ 水域面積約11,600平方メートル、陸域面積約6,100平方メートル

男鹿マリーナ 水域面積約2,100平方メートル、陸域面積約2,400平方メートル

本荘マリーナ 水域面積約5,300平方メートル、陸域面積約3,500平方メートル

### (4) 主な施設

秋田マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟及び駐車場

男鹿マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟及び駐車場

本荘マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟及び駐車場

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

### (1) 秋田マリーナ、男鹿マリーナ及び本荘マリーナ（以下「マリーナ施設」という。）に係る使用の許可に関する業務

### (2) マリーナ施設の維持管理に関する業務

### (3) マリーナ施設の運営に関する業務

### (4) マリーナ施設の広報等利用促進に関する業務

### (5) その他知事が必要と認める業務

## 3 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

## 4 施設の目標

### (1) 施設の設置目的である健全な海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、マリーナ施設の利用促進に取り組む。

### (2) マリーナ施設を通じた地域振興を図るため、県民等を対象としたイベントを開催する。

## 5 申請をする団体に必要な資格等

### (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ マリーナ施設の運営に必要な資格を有する者（各マリーナ施設に小型船舶操縦士（一級）、海上特殊無線技士（二級）、危険物取扱者、玉掛及び高所作業車技能講習修了者、秋田マリーナに甲種防火管理者、本荘マリーナにフォークリフト運転技能講習修了者）を専属配置することができる団体であること。

ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

（ア） 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。

（イ） 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

（ウ） 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

（エ） 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

### (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体

ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法

(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体

オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

カ 港湾法(昭和25年法律第218号)若しくは秋田県港湾施設管理条例(昭和34年秋田県条例第19号)の規定に基づき港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であつて、当該処分を受けた日から2年を経過しない団体

キ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

## 6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。なお、共同事業体として申請する場合、イからコまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。

ア 指定の期間に係る年度ごとのマリナー施設の管理に係る事業計画書

イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類

オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図若しくは業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類

キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

ク マリナー施設の運営に必要な資格を有する者を各マリナー施設に配置することができる団体であることを証する書類(人員配置計画書に資格取得状況を記載し、これに各種免状等の写しを添付して提出のこと。)

ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)

コ 誓約書

サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部港湾空港課調整・クルーズ・空港チーム(電話番号018-860-2541)

(3) 提出期限

令和5年9月22日(金)午後5時15分まで(郵送による提出の場合は当日必着)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 7 選定の方法、基準及び時期

(1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

ア 県民の平等な利用が確保されること。

イ マリナー施設の設置の目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他知事が必要と認めて定める基準

カ 県の重要施策推進に係る基準

(2) 選定は、令和5年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表する。

## 8 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、令和5年8月15日(火)から同年9月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさと送付先を記載したもの)を同封すること。

## 9 説明会

(1) 日時

令和5年8月23日(水)午前10時

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎5階 総503会議室

(3) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に10(7)に連絡すること。

#### 10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 県が指定管理者に支払う指定管理料はない。
- (4) マリーナ施設の利用料金は、県が定める基準額を基本に指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。
- (5) 指定管理者は、マリーナ施設内において、県の許可を得て、公告事業その他の事業を行うことができる。
- (6) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続を経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合がある。  
また、より良いサービスの提供に向け、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとする。
- (7) 問合せ先  
秋田県建設部港湾空港課調整・クルーズ・空港チーム（電話番号018-860-2541）

---

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 公の施設の概要

- (1) 名称  
船川港金川多目的広場（以下「多目的広場」という。）
- (2) 所在地  
男鹿市船川港船川字海岸通り1番地20
- (3) 設置目的  
海洋性レクリエーション需要による港湾緑地来訪者の交流機会の増加に対応及びスポーツの利用を目的として設置する。また、地域住民に対して災害時の一時避難スペースを提供する避難緑地としての機能も有する。
- (4) 規模等  
敷地面積約125,000平方メートル
- (5) 主な施設  
球技場、管理棟

#### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 多目的広場に係る使用の許可に関する業務
- (2) 多目的広場の維持管理に関する業務
- (3) 多目的広場の利用の促進に関する業務
- (4) その他知事が必要と認める業務

#### 3 管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

#### 4 施設の目標

スポーツ利用等によるゆとりのある県民生活の実現のため、安全対策のもと、施設の適正な維持管理に努める。

#### 5 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
  - ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - イ 公園施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。
  - ウ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

- (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たすこと。
  - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
  - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
  - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
  - ウ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
  - オ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体
  - カ 港湾法（昭和25年法律第218号）若しくは秋田県港湾施設管理条例（昭和34年秋田県条例第19号）の規定に基づき港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であつて、当該処分を受けた日から2年を経過しない団体
  - キ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

## 6 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。なお、共同事業体として申請する場合、イからコまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。
- ア 指定の期間に係る年度ごとの多目的広場の管理に係る事業計画書
  - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
  - オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図若しくは業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
  - カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
  - キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - ク 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する管理実績を記載した書類
  - ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
  - コ 誓約書
  - サ その他知事が必要と認める書類

## (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設部港湾空港課調整・クルーズ・空港チーム（電話番号018-860-2541）

## (3) 提出期限

令和5年9月22日（金）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 7 選定の方法、基準及び時期

- (1) 建設部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ア 県民の平等な利用が確保されること。
  - イ 多目的広場の設置の目的が効果的に達成されること。
  - ウ 効率的な管理が行われること。
  - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - オ その他知事が必要と認めて定める基準
  - カ 県の重要施策推進に係る基準

(2) 選定は、令和5年10月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知するとともに、ホームページにより公表する。

#### 8 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、令和5年8月15日(火)から同年9月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角2号の大きさで送付先を記載したもの)を同封すること。

#### 9 説明会

##### (1) 日時

令和5年8月23日(水)午後1時30分

##### (2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎5階 総503会議室

##### (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に10(7)に連絡すること。

#### 10 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県が指定管理者に支払う指定管理料はない。

(4) 多目的広場施設の利用料金は、県が定める基準額を基本に指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、自己の収入として収受するものとする。

(5) 指定管理者は、多目的広場施設内において、県の許可を得て、公告事業その他の事業を行うことができる。

(6) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続を経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合がある。

また、より良いサービスの提供に向け、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとする。

##### (7) 問合せ先

秋田県建設部港湾空港課調整・クルーズ・空港チーム(電話番号018-860-2541)